

国民年金のお知らせ

☆障害年金

障害年金には、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に現役世代の方も含めて受け取ることができます。

障害基礎年金

①障害の原因となった初診日が次のいずれかの間であること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳から65歳の方で年金制度に加入していない期間

②障害の状態が**障害認定日**または20歳に達した時に、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること。

③保険料の納付要件を満たしていること。20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。

障害厚生年金

①厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

②障害の状態が、**障害認定日**に障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

③保険料の納付要件を満たしていること。

障害手当金（一時金）

①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日**があること。

②障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。

・**初診日**から5年以内に治っていること（症状固定）。

・治った日に障害厚生年金を受け取ることができ、障害より軽いこと。
・障害等級表に定める障害の状態であること。

③保険料の納付要件を満たしていること。

※初診日とは？

医師又は歯科医師の診療を初めて受けた日。

※障害認定日とは？

障害の状態を定める日のこと、その障害の原因となった病気やけがについて**初診日**から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った日。

※保険料の納付要件とは
初診日の前日に初診日がある月の2か月前までの被保険者期間において、国民年金の保険料納

直近の1年間で未納期間がない場合

20歳到達	H29.12	H30.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2
納付済・免除期間															初診日

納付期間全体で3分の2以上の納付がある場合

20歳到達	H29.12	H30.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2
納付済・免除期間		未納期間			納付済・免除期間										初診日

付済期間と保険料免除期間を併せた期間に未納がないことを言います。なお、未納期間があっても納付期間全体で**3分の2**以上の納付があれば、納付要件を満たしていることとなります。

請求手続き

請求書類を、お近くの年金事務所や役場町民課に提出してください。

請求するにあたり、診断書などの添付書類が必要となるため、**お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。**

お問い合わせ先

- ・町民課年金係
☎ 47-4681
- ・函館年金事務所
☎ 0138-8218001
- ・予約専用ダイヤル
☎ 0570-0514890